

令和7年度 羽幌町社会福祉協議会事業計画

基本目標「ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり」を目指して

基本計画

- 1 地域のニーズを発見・共有し、地域課題を解決する仕組みづくり
- 2 住み慣れた地域で、安心して自立した生活を営むための支援体制づくり
- 3 温もりのある、多様な介護福祉サービス提供をするための環境づくり
- 4 こころ豊かで、誰もが支え合う地域づくりを進めるための人づくり
- 5 地域福祉を支え、地域住民から信頼されるための組織づくり



障害福祉サービス事業

- 1 居宅介護事業
障害者総合支援法に基づき身体・知的・精神障がい者（児）に対するホームヘルパー派遣事業を行う。
- 2 同行援護事業
障害者総合支援法に基づき視覚障がい者（児）の外出に同行し、支援等を行うホームヘルパー派遣事業を行う。

指定居宅介護支援事業

- 1 居宅介護支援事業（ケアマネジメント）
介護保険制度における要介護認定で「要介護」以上の判定が出た方が利用可能で、利用者やご家族の意向等を基に、介護支援専門員が居宅サービスを適切に利用できるように、計画を作成すると共に、サービス事業者等との連絡調整を行う。

老人デイサービス事業

- 1 通所介護事業（指定管理）
介護保険制度における要介護認定で「要介護」の判定の方が利用可能なデイサービス事業。
「利用者の孤立感の解消を図り、安全で自立した在宅生活の支援」を目標に、利用者の社会的孤独感の解消や心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的に行う。
「要支援」及び「自立」の方に対しては、介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス）を実施する。

特別養護老人ホーム事業

- 1 介護老人福祉施設（指定管理）
介護保険制度における要介護認定で、原則「要介護3」以上の判定が出た方が利用可能で、施設に長期入所し、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の支援及び機能訓練を行う。
- 2 短期入所生活介護
介護保険制度における要介護認定で「要支援」又は「要介護」の判定が出た方が利用可能。介護者の病氣、冠婚葬祭、その他の理由で、介護する事が出来ない場合に、特別養護老人ホームに短期入所（ショートステイ）し、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の支援及び機能訓練を行う。
- 3 生きがいサービス短期宿泊事業
独自事業で、介護保険制度における要介護認定で「自立」と判定された方、その他必要と判断された方に対する短期入所（ショートステイ）を行う。

離島地区高齢者支援事業

- 1 ふれあいサロン事業
会食や、交流・情報提供により、島内住民の生きがいと介護予防推進を目的に実施する。
- 2 離島地区デイサービス事業
町受託事業。離島地区の方を対象として週2回デイサービスを行う。介護保険制度における要介護認定の結果に関係なく利用出来る。
- 3 離島地域包括支援センター事業
町受託事業。すこやか健康センターにある地域包括支援センターの離島地区相談窓口として、各種相談に応じ、支援を行う。

21 第6期地域福祉実践計画

の実践と評価

第6期地域福祉実践計画に基づく各事業の実践と評価を実施

共同募金配分金事業

- 1 共同募金運動への協力
共同募金運動の広報及び募金活動への協力を行う。
- 2 共同募金配分金事業の実施と
新たな事業の発掘とPR活動
広報発行、お便り運動、小地域福祉活動推進事業、高齢者の集い、各ボランティア団体へ助成を行う。
- 3 歳末たすけあい配分金事業の実施
歳末たすけあい配分委員会開催及び配分事業の実施。
- 4 福祉灯油給付事業
生活困窮世帯の調査・灯油の給付を行う。

赤い羽根共同募金寄付金付ピンバッジ頒布開始中！

今年も羽幌高校生にピンバッジをデザインしていただきました。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。5000円以上の募金をされ希望される方に差し上げます。



※皆様からのご寄付ですので、おつり・両替はいりません。

【お問い合わせ】

羽幌町社会福祉協議会内

羽幌町共同募金委員会

☎ 0164-69-2311

ボランティアセンター活動事業

- 1 ボランティアセンター運営事業
 - ① ボランティア普及事業
学校ボランティア活動の助成事業に係る協力。
 - ② ボランティアコーディネート
ボランティア活動相談、斡旋を行う。
 - ③ 個人・法人ボランティア研修の実施
研修会、講座等の開催。
 - ④ ボランティア広報「なかま」の発行
- 2 ボランティア連絡協議会活動の実施
会議の開催、他組織の事業協力を行う。

訪問介護事業

- 1 訪問介護事業
介護保険制度における要介護認定で「要介護」の判定の方が利用可能なホームヘルパー派遣事業。
利用者が在宅で、地域で安心して暮らせる生活支援を行うことを目標に、入浴排泄、食事助成その他の生活全般にわたる援助を行う。
「要支援」及び「自立」の方に対しては、介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス）を実施する。
- 2 訪問安否確認事業
ヘルパー及びボランティアの訪問による安否確認及び相談援助を行う。

法人運営事業

- 1 法人運営事業
理事会、評議員会、各部会、監事監査など法人運営のための事業。
- 2 役員及び職員研修
役員及び職員の体制の充実と資質向上のために各種研修会への積極的な参加。
- 3 社協会員加入促進事業
各町内会を通じて募集する個別会員及び賛助会員の増員を目指す。
- 4 広報発行事業
社協広報誌「ふれあい」を年2回発行。
ホームページによる社協情報の随時提供。
- 5 ふれあい広場事業
ノーマライゼーション理念の定着を目的に住民が交流を図る。開催未定
- 6 顕彰・表彰事業
表彰規程に基づく表彰・感謝の実施。
- 7 敬老の集い事業
町内の65歳以上の方を敬い、芸能等楽しみを集いを開催し、交流を図り長寿を祈願する。
- 8 高齢者への緊急連絡カード配付
75歳以上のひとり暮らし高齢者及び希望する高齢者世帯に、地域福祉推進員が「緊急連絡カード」を配付。
- 9 ひとり暮らし高齢者の集い事業
町内の65歳以上のひとり暮らしの方が集い、温泉・ゲーム等で楽しいひと時を過ごす。
- 10 高齢者へのお便り運動
75歳以上のひとり暮らし高齢者に、小中学生やボランティアによる「暑中見舞い」及び「年賀状」を送付する。
- 11 高齢者の集い開催
町内の65歳以上の高齢者を対象に、町内の施設を利用し、温泉入浴・季節の食事・軽体操やゲーム等で楽しいひと時を過ごし心と身体をリフレッシュする。
- 12 地域福祉推進員活動
各町内会に設置されている福祉推進員の連絡協議会総会・研修会の実施及び町内会活動の支援を行う。
- 13 福祉・青少年団体助成事業
離島福祉事業及び青少年のための基金助成事業を行う。
- 14 小地域福祉活動推進事業
町内会等が、町内会に居住する高齢者等を対象として実施する援護活動に対して、経費の一部を助成する。
- 15 新生活運動推進事業
冠婚葬祭、快気祝、進学祝等の自粛活動及び弔意口ソクを供える。
- 16 電話訪問サービス
ひとり暮らし高齢者を対象に、ボランティアによる安否確認を実施する。
- 17 羽幌町移送サービス事業
有償移送サービス等に空きが無い高齢者や障がい者の通院等を、車椅子対応車輛により支援する。
- 18 車椅子等福祉用具の貸出
介護保険制度が活用できない場合や緊急時の応急、外出利用用として車椅子、ポータブルトイレ、介護ベッド等福祉用具の貸出を行う。
- 19 行事用テントの貸出
町内イベント、学校行事、町内会活動等に広く貸出を行う。
- 20 羽幌町生活支援相談センター事業
羽幌町生活支援相談センターの運営を行い、成年後見制度に加え、日常生活自立支援事業、福祉資金貸付事業、生活福祉資金貸付事業、心配ごと相談事業を総合相談として一体的に行う。